

静岡市納税通知書用封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の権限及び範囲)

第2条 納税通知書用封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）は、納税通知書用封筒の種別ごとに募集するものとし、その掲載の可否の決定は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（第7条第1項において「審査会」という。）の審査を経て、市長が行う。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、納税通知書用封筒に掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、納税通知書用封筒に掲載する広告として市長が適当でないものと認めるもの

3 第1項の場合において、市長は、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が現に市税を滞納しているときは、広告の掲載を認めない。

(広告枠等)

第3条 広告枠は、納税通知書用封筒の裏面の縦5.5センチメートル、横9センチメートルの一枠とする。

(広告の規格)

第4条 広告の色は、単色とする。

2 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

3 広告には、その上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさを広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。

(広告掲載料)

第5条 広告の最低募集価格は、募集の都度市長が定める。

2 広告のデザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 掲載希望者は、広告内容を記載した納税通知書用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込をすることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生若しくは更生手続き中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

(広告主の決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容について、審査会において掲載の適否を審査した後、掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載適合認定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知する。

3 前項の規定により広告掲載適合認定通知書の交付を受けた者は、市長が指定する期日までに見積書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により見積書を提出した者のうち、見積価格が最も高い者を、競争入札形式の見積執行により、広告主として決定する。

5 前項の場合において、見積価格が最も高い掲載希望者が複数いる場合は、抽選により広告主を決定する。

6 市長は、前2項の規定により広告主を決定したときは、当該広告主から承諾書(様式第5号)を徴取するものとする。

(広告内容の承認)

第8条 前条第4項及び第5項の規定により決定した広告主は、広告の内容について、市長が指定する期日までに、あらかじめ原稿を提出して市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された原稿について、納税通知書用封筒に掲載することが適当でないとき、広告主に対して変更を求めることができる。

3 広告主は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は前払いとし、広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項に規定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。

(2) 第8条第2項に規定する広告内容の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告の内

容が改善される見込みがないとき。

(3) 前条に規定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第11条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

（管轄する裁判所）

第13条 この要綱に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、静岡市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から適用する。